

日程第 14. 議案第 72 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長 宮城清政君 日程第 14. 議案第 72 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 72 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。提案理由としまして、南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会、南風原町中小企業・小規模企業振興審議会の設置をすることから、委員の報酬及び費用弁償を設定する必要があるために提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第 72 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。先ほどの議案第 70 号並びに 71 号における審議会委員及び策定委員会の報酬及び費用弁償を策定するためでございます。新旧対照表でご説明をいたします。右側が改正前となっております、改正後につきましては、南風原町観光振興計画策定委員会委員の次に南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会委員、その次に南風原町中小企業・小規模企業振興審議会委員を加えるものでございます。報酬の額、旅費の額等につきましては、上記金額と同一でございます。以上で、議案第 72 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありますか。
（「進行」の声あり）

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 72 号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、経済教育常任委員会に付託します。